

保医発0305第6号
平成26年3月5日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第62号）が本日付けをもって公布され、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表Ⅵ及びⅦに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、平成26年4月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成24年3月5日保医発第0305第6号）は、平成26年3月31日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成26年2月12日医政発0212第15号、16号、保発0212第13号、14号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Ⅴに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なるものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダー

とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型装置埋入手術が可能なものであること。

3 材料価格基準の別表のⅥに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙1に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表Ⅴ022及びⅤ024に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表Ⅴ033及びⅤ034に規定するものであり、ポリサルフォン樹脂レジン歯及びレイニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表Ⅴ035及びⅤ036に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2層又は3層構造を有し、エナメル質部の硬さが21HV0.2以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表Ⅴ045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフォン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂及びアクリリック樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Ⅰとは、定義通知別表Ⅴ046に規定するものであり、接着性レジンセメント及びガラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料Ⅱとは、定義通知別表Ⅴ047に規定するものであり、ガラスアイオノマーセメント及びシアノアクリレート系セメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料Ⅲとは、定義通知別表Ⅴ048に規定するものであり、歯科用リン酸亜鉛セメント、ハイボンドリン酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (9) 歯科充填用材料Ⅰとは、定義通知別表Ⅴ049に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化ガラスアイオノマー並びに初期う蝕小窩裂溝充填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料Ⅰの特定保険医療材料料を用いて歯科用複合レジン充填材料によるインレー修復の特定保険医療材料を算定するものは、クリアフィルCRインレー、パルフィーク インレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジンインレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーをいうものであること。
- (11) 歯科充填用材料Ⅰ・複合レジン系の特定保険医療材料には、フィラーの含有量によらず、高分子系の初期う蝕小窩裂溝充填塞材が含まれること。
- (12) 歯科充填用材料Ⅱとは、定義通知別表Ⅴ050に規定するものであり、複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及びガラスアイオノマーセメント（充填用）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (13) 歯科充填材料Ⅱの特定保険医療材料料を用いて歯科用複合レジン充填材料によるインレー修復の特定保険医療材料を算定するものは、SR-イソシットインレーをいうものであること。
- (14) 歯科充填用材料Ⅲとは、定義通知別表Ⅴ051に規定するものであり、歯科用珪酸セメント、珪酸リン酸セメント及び歯科充填用即時硬化レジンを用いるものであること。
- (15) 複合レジン築造用とは、定義通知別表Ⅴ052に規定するものであり、歯科充填用コンポジットレジン（支台築造用・硬化後フィラー60%以上）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (16) スクリューポストとは、定義通知別表Ⅴ057に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリュー型の合釘をいうものであること。
- (17) その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。
- (18) ガリウムアロイGF及びガリウムアロイGFⅡについては、銀錫アマルガムと同様の取扱いとすること。
- (19) その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。

4 材料価格基準の別表のⅦに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯科矯正に係る材料料点数は、別紙2に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) その他の1と共通の項目については1と同様であること。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造 (1 歯につき)

1 メタルコア

- (1) 大白歯 75 点
- (2) 小白歯・前歯 47 点

2 その他

- (1) 大白歯 33 点
- (2) 小白歯・前歯 21 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系 17 点

ロ グラスアイオノマー系 14 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 副子の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系 17 点

ロ グラスアイオノマー系 14 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

[金属小釘を使用した場合は次の材料料と金属小釘料との合計により算定する。]

1 銀錫アマルガム

- (1) 単純なもの 13 点
- (2) 複雑なもの 29 点

2 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

注 クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジンインレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医療材料はロにより、インレー修復の複雑なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。

(2) グラスアイオノマー系

イ 単純なもの 10 点

ロ 複雑なもの 26 点

3 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

注 SR-イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医

療材料は口により、インレー修復の複雑なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。

(2) グラスアイオノマー系		
イ 単純なもの		4 点
ロ 複雑なもの		11 点
4 歯科充填用材料 III		2 点
M010 金属歯冠修復 (1 個につき)		
1 14カラット金合金		
(1) インレー		
複雑なもの		599 点
(2) 4 分の 3 冠		748 点
2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの		130 点
b 複雑なもの		240 点
ロ 5 分の 4 冠		302 点
ハ 全部金属冠		379 点
(2) 小臼歯・前歯		
イ インレー		
a 単純なもの		88 点
b 複雑なもの		175 点
ロ 4 分の 3 冠		217 点
ハ 5 分の 4 冠		217 点
ニ 全部金属冠		272 点
3 鋳造用ニッケルクロム合金		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの		4 点
b 複雑なもの		4 点
ロ 5 分の 4 冠		8 点
ハ 全部金属冠		10 点
(2) 小臼歯・前歯		
イ インレー		
a 単純なもの		4 点
b 複雑なもの		4 点
ロ 4 分の 3 冠		6 点
ハ 5 分の 4 冠		6 点
ニ 全部金属冠		8 点
4 銀合金		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの		19 点
b 複雑なもの		33 点
ロ 5 分の 4 冠		42 点

ハ 全部金属冠	52点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	12点
b 複雑なもの	24点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	30点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	30点
ニ 全部金属冠	38点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	338点
2 鋳造用ニッケルクロム合金を用いた場合	17点
3 銀合金を用いた場合	84点
M014 ジャケット冠(1歯につき)	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1歯につき	2点
M015 硬質レジンジャケット冠(1歯につき)	
1 歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
2 歯冠用光重合硬質レジン	219点
M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき)	
CAD/CAM冠用材料	484点
M016 乳歯金属冠(1歯につき)	30点
M017 ポンティック(1歯につき)	
1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大臼歯	437点
ロ 小臼歯	329点
(2) 銀合金又はニッケルクロム合金	
大臼歯・小臼歯	42点
2 金属裏装ポンティック	
〔次の材料料(金属材料料とレジン材料料を含む。)により算定する。〕	
(1) 14カラット金合金	562点
(2) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 前歯	178点
ロ 小臼歯	224点
(3) 銀合金又はニッケルクロム合金	
前歯・小臼歯	28点
3 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	262点
(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	54点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯(1床につき)	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点

(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	46点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	708点
ロ 犬歯・小白歯	576点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	576点
ロ 犬歯・小白歯	442点
ハ 前歯（切歯）	340点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	349点
ロ 犬歯・小白歯	273点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	240点
ロ 犬歯・小白歯	208点
ハ 前歯（切歯）	193点
3 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	390点
(2) 二腕鉤（レストつき）	301点
M021-1 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	140点
(2) 犬歯・小白歯	148点
(3) 大白歯	164点
2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	46点
(2) 犬歯・小白歯	46点
(3) 大白歯	46点
M023 バー（1個につき）	
1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	560点
(2) 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	18点
2 屈曲バー	
(1) 不銹鋼及び特殊鋼	39点
(2) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	

イ パラタルバー
ロ リンガルバー

709点

734点

(別紙2)

材料料

N008	装着	
1	帯環 (1個につき)	
(1)	歯科用合着・接着材料Ⅰ	
	イ レジン系	17点
	ロ グラスアイオノマー系	14点
(2)	歯科用合着・接着材料Ⅱ	12点
(3)	歯科用合着・接着材料Ⅲ	4点
2	ダイレクトボンドブラケット (1個につき)	
	ダイレクトボンド用ボンディング材料	7点
N008-2	植立 (1本につき)	
	歯科矯正用アンカースクリュー	371点
N012	床装置 (1装置につき)	15点
N013	リトラクター (1装置につき)	1,144点
N014	プロトラクター (1装置につき)	1,200点
N015	拡大装置 (1装置につき)	
1	床拡大装置	128点
2	ポータータイプ (装着材料料との合計により算定する。)	14点
3	スケルトンタイプ (装着材料料との合計により算定する。)	233点
N016	アクチバトール (FKO) (1装置につき)	
1	アクチバトール	19点
2	ダイナミックポジショナー	40点
N017	リングルアーチ (1装置につき)	228点
N018	マルチブラケット (1装置につき)	
1	矯正用線 (丸型)	18点
2	矯正用線 (角型)	13点
3	矯正用線 (特殊丸型)	19点
4	矯正用線 (特殊角型)	22点
5	超弾性矯正用線 (丸型及び角型)	27点
N019	保定装置 (1装置につき)	
1	プレートタイプリテーナー	15点
2	メタルリテーナー	110点
3	スプリングリテーナー	14点
4	リングルアーチ	228点
5	リングルバー	
	不銹鋼及び特殊鋼	47点
6	ツースポジショナー	40点
N020	鉤 (1個につき)	
1	簡単なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	8点
2	困難なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	15点
N021	帯環 (1個につき)	

1	帯環のみ	
(1)	前歯	18点
(2)	犬歯・臼歯	19点
2	ブラケット付帯	
(1)	前歯	36点
(2)	犬歯・臼歯	37点
3	チューブ付帯環	
	臼歯	62点
N022	ダイレクトボンド用ブラケット（1個につき）	29点
N024	弾線（1本につき）	6点
N025	トルキングアーチ（1本につき）	25点